

鹿嶋中継施設運營業務委託 基本協定書(案)

鹿嶋中継施設運營業務委託(以下「本業務」という。)に関して、鹿嶋地方事務組合(以下「甲」という。)と、代表企業である〔 〕(以下「代表企業」という。)及び構成企業である〔 〕(以下「構成企業」という。)とで組織される事業者グループ(以下「乙」という。)は、次の条項により、この基本協定を締結する。

甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、次のとおり本業務に関する基本的な事項についてこの基本協定を締結し、遵守することとする。

(目的及び用語)

- 第1条 この基本協定は、本業務に関し、乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と乙との間での本業務の「業務委託契約書」の締結及び本業務を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的として、甲及び乙の権利及び義務について必要な事項を定めるものとする。
- 2 この基本協定で特に定義されない用語のうち、要求水準書(本業務の一般競争入札方式において甲が公表した要求水準書をいう。以下同じ。)で使用されているものは、要求水準書で有する意味と同様の意味を有する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第2条 甲は、本業務が民間によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 乙は、本業務が長期包括的な施設の運転管理を主な内容とする公共性の高い事業であることを十分に理解し、本業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

(事業期間)

- 第3条 鹿嶋中継施設(以下「本件対象施設」という。)の運転管理等に関する業務期間は、令和6年7月1日から令和26年3月31日までとする。なお、準備期間中に実施する試運転の開始予定日は令和6年4月15日とし、令和6年4月1日から実施する運転教育を受講するものとする。

(特別目的会社に関する手続及び報告)【※特別目的会社を設立しない場合、本条は削除】

- 第4条 乙は、特別目的会社である〔 〕(以下「受託者」という。)に本業務を実施させることとする。
- 2 乙は、この基本協定締結後速やかに、次に掲げる要件を満たすよう所定の手続を行うとともに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付の写しを添えて、甲に報告しなければならない。
- (1) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社とすること。
 - (2) 受託者の本店所在地は鹿嶋市または神栖市内とすること。なお、業務期間中における本件対象施設内への設置は、乙の提示する理由により認める。
 - (3) 本業務に関する業務の実施を目的とすること。
 - (4) 会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置に関する定款の定めを置いていること。
 - (5) 会社法第108条第2項各号に定める事項に関する定款の定めを置いていないこと。

(6) 受託者の株主の構成及び出資額を任意様式に記載すること。

3 乙は、受託者の取締役が選任され、又は改選されたとき、その他商業登記の登記事項に変更があったときは、受託者より、これを甲に報告させるものとする。

(株主の誓約)【※特別目的会社を設立しない場合、本条は削除】

第5条 乙は、前条に定める報告に際し、この基本協定が効力を失うまでの期間において、次の事項を甲に対して誓約し、遵守する。

(1) 受託者の株主の構成及び出資額を報告のうえ、これを遵守すること。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

(2) 甲の事前の承諾なくしてその保有する受託者発行の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 代表企業の議決権付普通株式の保有割合が事業者の構成中最高でなければならないこと。

(4) 前条第2項第1号から第5号までに定める要件に反する内容の株主総会の議決提案に賛成しないこと。

(甲及び乙の誠実対応)

第6条 甲及び乙は、業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

(準備行為等)

第7条 業務委託契約の締結前であっても、乙は、本業務に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、業務委託契約締結後、必要に応じ、前項の準備行為にかかる本業務の各業務を担当する者に速やかに引き継ぐものとする。

(業務委託契約の締結)

第8条 甲と乙は令和5年3月29日までに業務委託契約を締結するよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

2 甲及び乙は、前項の契約締結後も、本業務の遂行のために協力するものとする。

(資格制限、指名停止等)

第9条 乙のいずれかの者が甲による入札参加停止の措置を受けたときは、甲は、この基本協定を解除するとともに、業務委託契約を締結しないことができる。ただし、指名停止等の措置を受けた企業の変更又は脱退の申出があり、これについて甲が認めたときは、この基本協定を解除せず、本業務を続行する。

2 第1項本文の適用される期間は、第22条の定めにかかわらず、この基本協定の締結から第8条第1項に基づき甲と乙(特別目的会社を設立する場合は受託者)が業務委託契約を締結したときまでとする。

(業務委託契約不締結に係る賠償の予定)

第10条 第19条第1項に該当する場合を除き、乙のいずれかの者の責に帰すべき事由により業務委託契約を締結しないとき(前条第1項本文による場合及び第20条第1項による場合を含む。)は、甲は、賠償金として、乙の応札価格(見積もり合わせ後は決定価格とする。)の100分の5に相当する額を乙から徴収できるものとする。

- 2 乙は、甲に生じた損害の額が前項に規定する賠償金の額を超えるときは、その超過分を甲に賠償しなければならない。
- 3 乙は、第1項の賠償金及び前項の損害の賠償金を、共同連帯して支払わなければならない。

(業務委託契約不調の場合の処理)

第11条 業務委託契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本業務の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第9条、前条及び第19条に規定する金額の請求権及び支払義務を除き、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(役割分担)

第12条 本業務の実施において、乙は、次に掲げる役割及び業務実施責任を負う。

- (1) 本件対象施設の運転管理等業務を行う。
 - (2) 代表企業は、前号に規定された業務の全体統括及び調整を行うほか業務委託契約の期間中の構成企業への技術等に関する支援を行う。
 - (3) 乙は、業務委託契約の期間中の受託者への技術等に関する支援を行う。【※特別目的会社を設立しない場合、本項は削除】
- 2 乙は、受託者が業務実施責任を負担するための契約構成について、第4条に基づく特別目的会社に係る手続完了後速やかに、甲へ報告しなければならない。【※特別目的会社を設立しない場合、本項は削除】
 - 3 乙は、甲が大規模修繕工事(基幹的改良工事を含む)を実施する場合においても、本業務の円滑な実施のため相互に協力しなければならない。

(本件対象施設の業務)

第13条 本業務の概要は、要求水準書に定めるとおりとする。

- 2 甲は本業務を受託者に委託し、受託者は次に掲げる業務を実施できるよう努めるものとする。
【※特別目的会社を設立しない場合、本項の受託者は乙に読み替えること】
 - (1) 業務委託契約締結後、本業務の開始までに、本業務にかかる必要な準備を行うこと。
 - (2) 業務委託契約に基づき委託を受ける本業務を実施するための資格者、人員等を確保すること。
- 3 前2項のほか、本業務に係る契約条件の詳細は、業務委託契約による。

(受託者への支援等)【※特別目的会社を設立しない場合、本条は削除】

第14条 乙は、業務委託契約に基づく受託者の甲に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を連帯して保証するものとし、業務委託契約の締結と同時に保証書を作成し、甲に提出しなければならない。

(計算書類等の提出)【※特別目的会社を設立しない場合、本条は削除】

第15条 受託者は事業期間の終了まで、会社法上要求される計算書類及びその附属明細書の写し又は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)上要求される有価証券報告書の写しを、毎会計年度終了後3か月以内に甲に提出しなければならない。

(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第16条 甲及び乙は、この基本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承し、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(債務不履行等)

第17条 甲及び乙は、この基本協定の義務を履行せず、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その責を負うべき者がその損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 甲及び乙は、本業務に関連して相手方から秘密情報として受領した情報(以下、「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 前項にかかわらず、乙は、本業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

3 第1項の秘密情報については、以下の情報は含まないものとする。

(1)開示時に公知である情報

(2)開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3)開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4)甲及び乙がこの基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

4 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要せず、この場合は開示後速やかに通知を行うものとする。

(1)受託者に開示する場合【※特別目的会社を設立しない場合、本項は削除】

(2)弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(3)法令等に従い開示が要求される場合に合理的に必要な最小限の範囲で当該秘密情報を開示するとき

(4)権限ある官公署の命令に従う場合に合理的に必要な最小限の範囲で当該秘密情報を開示するとき

(5)甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー及び乙の下請企業に開示する場合

(6)甲が本業務の一部を受託者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限

る。【※特別目的会社を設立しない場合、本項の受託者は乙に読み替えること】

(7) 甲がこの契約終了後に本施設の運転管理又は維持管理を受託する者を選定するために必要な場合に合理的に必要な最小限の範囲で当該秘密情報を開示するとき。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。なお、かかる場合、甲は乙と開示の範囲及び内容を事前に協議しなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第19条 甲は、乙が以下のいずれかの事項に該当する場合、乙に対し催告することなく、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為(以下、「独占禁止法違反行為」という。)があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、乙が当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)を提起しなかったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、乙が処分の取消しの訴えを提起しなかったとき。
 - (3) 乙が本条(1)又は(2)の場合に処分の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令(乙に対する命令で確定したものをいい、乙に対して行われていない場合は、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)が行われた場合において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 本条(4)の命令により、乙に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し、課徴金の納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)
 - (6) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙のいずれかの者が、本業務の一般競争入札方式による落札者決定手続に関し、前項各号のいずれかに該当したときは、乙は、業務委託契約の締結、不締結又は解除にかかわらず、乙の応札価格(業務委託契約締結後は、契約書の契約金額(変更契約をしている場合は変更後の契約金額)とする。)の合計額の100分の10に相当する金額を損害賠償金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の規定は、甲に生じた損害額(提案金額と自由かつ公正な競争によって形成されたであろう適正価格との差額)が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に請求することを妨げるものではない。
 - 4 第2項の損害賠償金及び前項の損害については、甲の請求を受けたときは、乙が共同連帯して支払

うものとする。

(暴力団排除処置による解除)

第20条 甲は、乙が以下のいずれかの事項に該当する場合、乙に対し催告することなく、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が法人である場合にはその役員又は、その支店若しくは本業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が同条(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、本条(1)から(5)のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(同条(6)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(管轄裁判所)

第21条 この基本協定に係る紛争の訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(この基本協定の期間)

第22条 この基本協定の期間は、基本協定締結の日から業務委託契約終了の日までとする。

(準拠法及び解釈)

第23条 この基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 この基本協定及び関連書類、書面による通知は、日本語で作成される。また、この基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 この基本協定の変更は、書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第24条 この基本協定に定めのない事項については、甲の規則によるほか、甲及び乙が別途協議して定めることとする。

この基本協定の締結の証として、本書 3 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

鹿島地方事務組合
茨城県神栖市居切660番地3
管理者 石田 進

(乙)

(代表企業)

(構成企業)